

## 茨城空港駐車場管理規程

### 1 名称

茨城空港駐車場

所在地 茨城県小美玉市与沢地内

### 2 駐車場設置管理者

(1) 所在地 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(2) 名称 茨城県

(3) 電話 029-301-1111 (代表)

(4) 代表者 茨城県知事 (所管課：企画部空港対策課)

第1章 総則 (第1条 - 第6条)

第2章 利用 (第7条 - 第9条)

第3章 引取りのない車両の措置 (第10条 - 第13条)

第4章 損害賠償 (第14条 - 第17条)

第5章 雑則 (第18条)

#### 第1章 総則

(通則)

第1条 茨城空港駐車場 (以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場に利用者 (以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(駐車場の供用の原則)

第3条 茨城県知事 (以下「管理者」という。)は、駐車場の供用にあたっては、原則として自由に使用させるものとし、占有を認めないものとする。

(供用時間)

第4条 車両を駐車場に入場させ、又は出場させることができる時間 (以下「供用時間」という。)は、毎日6時00分から22時00分までとする。

2 管理者は、特別の理由があると認めるときは、供用時間を臨時に変更することができる。

3 供用時間外においては、門扉を閉門、施錠するものとする。

(供用休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、供用休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避 (以下「供用休止等」という。)を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合

- (2) 保安上供用の継続が適当でない認められる場合
  - (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (駐車場の区分)

第6条 駐車場を第1駐車場, 第2駐車場, 構内道路及び植栽帯に区分する。

2 駐車場に駐車することができる車両の数は, 次のとおりとする。

- (1) 第1駐車場 682台 (うち軽自動車用27台, 身障者用18台, バス待機場11台)
- (2) 第2駐車場 636台 (うち軽自動車用5台)

## 第2章 利用

(駐車場の利用条件)

第7条 14日以上駐車する場合は, 空港ビル管理事務所に届け出なければならない。届け出なく14日以上駐車した車両は, 管理者において移動, 処分することがある。

2 利用者は, 次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 凶器, 爆発物その他の危険物又は旗, プラカードその他秩序を乱すおそれがある物品を駐車場内に持ち込むこと。
- (2) みだりに放歌高唱する等騒がしい行為をすること。
- (3) 施設を損傷し, 又は汚損すること。
- (4) 物品の販売又は寄付金の募集を行うこと。
- (5) ポスターの掲示その他これに類する行為をすること。
- (6) 1号から5号に掲げる行為のほか, 管理者が別に定める行為

3 駐車場内での事故, 盗難等について, 管理者は責任を負わない。

4 管理者は, 第4条に定める供用時間及び前各号に掲げる利用条件を, 駐車場内に掲示するものとする。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は, 駐車場の管理上必要があるときは, 駐車位置を変更させることができる。

(事故に対する措置)

第9条 管理者は, 駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは, 車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

## 第3章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第10条 駐車場利用者が予め管理者への届け出を行うことなく第7条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合において, 管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により, 管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

2 前項の場合において, 利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは, 管理者は, 車両の所有者等(自

自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。) に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引渡しその他の異議又は申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

#### (車両の調査)

第11条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

#### (車両の移動)

第12条 管理者は、第10条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

#### (車両の処分)

第13条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引き取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

## 第4章 損害賠償

### (利用者に対する損害賠償責任)

第14条 管理者は、第16条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

### (車両の積載物又は取付物に関する免責)

第 15 条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第 16 条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第 5 条の規定による供用休止等の措置
- (5) 第 9 条の規定による措置

(損害賠償請求)

第 17 条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

## 第 5 章 雑則

(この規定に定めない事項)

第 18 条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

附則

この規程は、平成 22 年 3 月 11 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 9 月 26 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。